

## 近世南関東における墓石造立の形式とその変遷

—武蔵国橘樹郡江ヶ崎村寿徳寺墓地を事例として—

廣 瀬 良 弘

はじめに

寿徳寺は江戸初期（元和元年とも）に成立した村の曹洞宗寺院である。寿徳寺が檀信徒に与えた戒名の位階について『過去帳』をもとに分析すると、寛永年間（一六二四～四三）より延宝年間（一六七三～八一）までは二字禪定門・二字禪定尼の位階が多数を占めていたが、それよりも上位の四字禪定門・四字禪定尼の位階が寛文元年（一六六一）ごろから増加しはじめて、天和年間（二六八一～八四）以降、江戸期から明治後半期を通じて多数を占めたのである。また、さらに上位の信士・信女の位階は寛文元年に登場し、元禄から宝永、嘉永から万延年間は多くを数えることもあり、明治三十四年（一九〇一）以降は多数を占めるようになっていった。<sup>(1)</sup>これらの事実を踏まえて墓石について分析を試みたい。

寿徳寺の東側に墓地がある。江ヶ崎村の人々の墓地であり、多少は隣接する村の檀家の墓地でもあったと考えられる。同墓地では戦後、改修が進み、家の古さを示すような最古のものを残して、他は寺の一隅に移したり、埋めたりして、新しい墓石を一基建立するということが行われてきたために、全体としては相当数を失ってきたが、比較的古いものが残され、最近のものとの中間にあるものがより多く失われてきたものと考えられる。そのような中で、一村落の小寺院の墓石

の悉皆調査がどれほどの客観性を持ちうるのか、問題なしとはしない。しかし、それでも、江戸中後期以降、非常に脆い石質のものを用いている地域よりは、残存率は高いので、墓石建造の一定の傾向を見ることができると考える。

### 一、寿徳寺の墓石とその変容

寿徳寺には中世の板碑（高さ五三・五cm、上方の幅一八・八cm、下方の幅二一・一cm）がある。

（サ） （花瓶）

（キリーク） 〔正上方〕  
□安三年四月□日

（サク） （花瓶）

応安三年（一三七〇）四月のものと考えられる。しかし、これは元来、同寺にあったものか、その伝来は不明である。ただ古くから庫裏と墓地の間にあった裏庭の中の一畳ほどの小池のほとりに存在したようである。当初より存在したとすれば、江ヶ崎や同寺の墓地は南北朝後半期には存在したことになる。また、ほかには五輪塔の笠（火輪部）の部分一点があるのみであり、それ以外はすべて近世以降のものである。墓石の型とその数の変遷は第1図と第1表のとおりである。概観すればつぎのようになろう。

①板碑型（3型）は江戸期初頭から一七四〇年ごろまで多く存在した。

②舟型（4型）光背に地藏・観音・如意輪観音のレリーフの部分をもつ墓石は一六七二年ごろ～一七五〇年ごろまで幾つか存在した。終わりは板碑型と同じ頃となる。

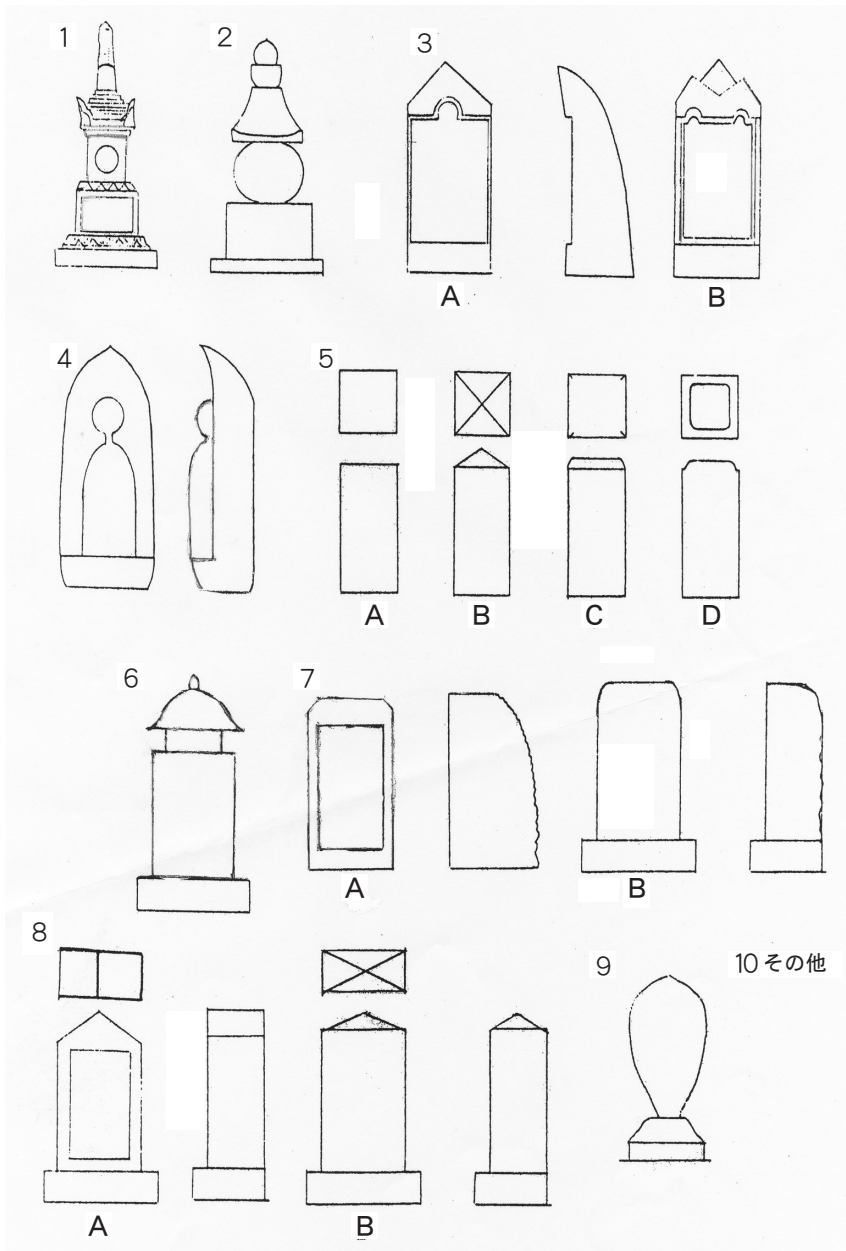


図1

表 1 寿徳寺墓石調査表

年	墓 石 類 型														合 計						
	1	2	3 (板碑型)		4 (舟)			5 (角柱)				6 (笠)		7 (箱)		8 (板)		9 (無)	10		
			A	B	A(地)	B(観)	C(如)	A	B	C	D	A	B	A		B					
1620以前	(1)	1																			
1621~1630				1																	1
1631~1640																					
1641~1650			1	1(1)	1																3(1)
1651~1660			7(1)	1(1)																	8(2)
1661~1670			3	1(2)																	4(2)
1671~1680			1	3(1)	(1)		2														6(2)
1681~1690			4	3(1)		1	1								(1)						9(2)
1691~1700			2	2(2)		1	2				1										8
1701~1710			4	3(2)	1	1	1(1)				1	2(2)	2(1)								15(6)
1711~1720			3	1(2)	2(1)	1	3														10(3)
1721~1730				3(2)	3	(1)	1							2(3)		2(1)					11(7)
1731~1740			2	4(2)										2(1)	1(2)	1					10(5)
1741~1750			1(1)		2(1)	1					1(1)	1	4(3)								10(6)
1751~1760				(1)		1					1	3(4)	3(5)								8(10)
1761~1770												1(1)	4(3)								5(4)
1771~1780												(2)	3(5)								3(7)
1781~1790											(1)		2(8)								2(9)
1791~1800								1			1		3(6)		1						6(6)
1801~1810					1			(2)		1	(1)	1	4(5)		1(2)						8(10)
1811~1820											(1)		2(8)		(1)						2(10)
1821~1830									1(2)		1		3(2)		3(4)						8(8)
1831~1840											2		1(2)		2(2)						5(4)
1841~1850											(3)		(3)								(6)
1851~1860								(1)		2(5)			(2)		1(1)				1(4)		4(13)
1861~1870											2(1)									(2)	2(3)
1871~1880											2				(1)			(2)			2(3)
1881~1890									2		2(2)		(1)		2			(2)			6(5)
1891~1900											5(4)										5(4)
1901~1910											3(7)										3(7)
1911~1920											2(7)										2(7)
1921~1930										3(1)	4(3)										7(4)
1931以降											(4)										(4)
未 詳						1		1											13		15
合 計	1	1	28(2)	23(17)	10(3)	6(1)	11(1)			5(5)	3(5)	26(30)	5(4)	10(10)	34(60)	1	12(12)	13	1(10)		185(160)

※墓石に2名以上の戒名が刻されている場合は原則として最古の年月日のものを数えた。( )内は併刻の分。

③箱型（7型）とくに7B型が板碑型を引き継ぐ形で一七〇一年ごろから一八四〇年まで多く存在した。

④板型（8型）とくに8B型が一八〇一年ごろから一八六〇年ごろまで多少みられた。

⑤角柱型（5型）とくに5D型、箱型や板型を引き継ぐ形で一八三二年ごろから一九三〇年ごろまで多く存在し、一九二一年ごろからは、それを受ける形で5C型が多くなり、戦前ごろまで続いた。そして、それを受ける型で戦後は5A型が多くなり、5C型もいくらかみられた。

まず、板碑型であるが、3A型は一基に一名の戒名を刻んだものであり、3B型は一基に二名（夫婦の場合がほとんど）の戒名を刻んだものである。3A型は慶安三年（一六五〇）七月二十七日の「妙帷禅定尼」のものが最古であるが、いわゆる板碑型、3A型の典型的なものとしては、翌慶安四年の、

慶安四年辛卯年 孝子

全翁 浄心禅定門

八月十七日 敬白

がある。そして宝永六年（一七〇九）四月二十九日「祖覚慈俊信女」まであたりが、いわゆる典型的なものであり、二十基ばかりになる。この時期のものは、高さが平均して七六・四七cmと型も大きなものが多い。それが、正保三年（一七一三）五月十二日の「明屋栄智禅定尼」（過去帳によれば「鴨志田九兵衛ヲバ」）ごろより、寛延三年（一七五〇）十一月二日の「月鑑智嘯禅定門」の最新のものまでの六基は、小型化しており、平均五八・七五cmで、一八cmばかり低くなっている。

3B型も同様の傾向があり、

寛文三癸卯天 孝子

花顔 祐心禪定尼

二月二日 敬白

寛永七庚午天 孝子

陽山 春清禪定門

二月二日 敬白

が最古ものであり、寛永七年（一六三〇）と寛文三年（一六六三）の死没者で、「過去帳」によれば、名主を務めた永井勝右衛門の先祖にあたる。そして典型的なものは、元禄十五年（一七〇二）正月二十六日「鵜（うはっきゅう）帰覚源心信女」のものまで、また、正徳元年（一七一二）八月二十一日の「潤山嶽東禪定門」と元文三年（一七三八）五月十日の「花嶽妙椿禪定門」（齊藤源兵衛家、高さ六八・五cm）の併刻のものまでが、いわゆる典型的な板碑型であり、一四基あり、高さもあるものが多く、平均七六・八五cmである。ところが、宝永三年（一七〇六）四月十六日「憐室妙華禪定尼」（同上）によれば権兵衛内方（高さは五一cm）とを併刻したものから変形となり、享保二十年（一七三五）六月九日の「青峯涼山禪定門」と「繁室寿昌禪定尼」（没年月日は無）の併刻のものまで続き、九基ある。高さの平均は五八cmと低く、典型的なものとは比べると一八cmと低く、3A型と3B型とはほぼ同じ傾向である。

舟型（4型）光背に地藏（4A型）・観音（4B型）・如意輪観音（4C型）のレリーフをもつ墓石はおもに一七世紀から一八世紀半ばごろまで存在したが、地藏（4A型）には一〇基に一三名の戒名が刻まれているが、父・内方・沙弥・法師などの戒名が五で、それ以外の八名は童子・童女の子供であり、高さは平均五三・五八cmであった。観音（4B型）の

戒名はすべて女性であり、過去帳によれば内方一名以外はすべて娘である。高さの平均は五四・四三cmである。如意輪観音（4C型）は一基あり、一名の戒名が刻まれているが、「過去帳」によれば、すべてが女性で、内方が多く五、娘二、母、ヲバ、先妻、妹がそれぞれ一である。

笠塔婆型（6型）は元禄九年（二六九六）から文政二年（一八一九）までにわずか五基のみであるが、塔高は高く、平均八四・八三cmもあり、いずれも立派である。一一の戒名中、最古の元禄九年正月十三日の「鶴（うはつきゅう） 帰真 心叟貞円禅定尼 霊位」か、四字禅定尼以外はすべて信士（女）である。なお、「心叟貞円禅定尼」の場合、「過去帳」には「黒川彦右衛門実母」とあり、檀外の人物であるが、遺言によって当山に葬ったと記されている。

箱型は板碑形のあとを受けて登場してきた墓石である。7A型は一八世紀初頭から半ば頃までの戒名を刻み、平均して一基に二戒名である。塔高は平均四七・五七cmと7B型よりは少し低い。7B型は一八世紀初頭から一九世紀半ば頃までの戒名が刻まれた一般的な墓石である。一基には平均すると三戒名が刻まれている。

板型は8A型一基以外は8B型である。一九世紀初頭から同世紀末ごろまでの戒名が刻まれた墓石であるが全体で一二基であり、さして多くはない。塔高は平均五八・七一cmである。

角柱型の5D型は箱型（7B）や板型（8B）のあとを受けて登場し、一九世紀初期から一九三〇年ごろまでの戒名を刻む墓石である。一基には二〜三名の戒名が刻まれている。塔高は平均五七・九六cmである。そして5C型が一九二二年前以降増加していき、戦後は5A型がほとんどを占め、5C型も少し存在するという形になっていくのである。

## 二、逆修・寿位と「烏八臼」

板碑型（3B型）墓石につきの二基がある。

## 〔史料1〕

延宝四辰十二月廿二日

伯案禪定門 霊位

鶺鴒うはつきやう  
(烏八白)

貞鑑禪定尼 寿位

## 〔史料2〕

元禄三庚午天

帰真 経外宗春信士 霊位

鶺鴒うはつきやう  
(烏八白)

三月十一日

逆修 伝室妙誉信女 寿位

〔史料1〕〔史料2〕にはともに妻の戒名の下に「寿位」となっているので、ともにおそらく夫が死没した後に、受戒して戒名を受け、「逆修」すなわち生前に法要を行い、墓塔を建立し、夫の戒名や死没年月日を刻み、生前であるので「寿位」と刻んだものと考えられる。その後、通常であれば、妻の没後に、その子息である当主が、その死没年月日を刻むのであるが、何らかの理由により、刻み忘れて、そのまま時代が経過してしまったものと思われる。〔史料2〕には「逆修」とあるので、〔史料1〕も「逆修」を行っているに相違ない。

「過去帳」によれば、〔史料1〕の延宝四年（一六七六）に没した伯案禪定門は「伝吉父」となっており、妻の貞鑑禪定尼は宝永三年（一七〇六）七月十五日に没しており、「久兵衛内方」と付されている。つまり、伯案禪定門は久兵衛の



ことであり、彼と貞鑑禪定尼との間に生まれたのが、伝吉であるということになる。久兵衛が没してから三〇年後にその妻が死去していることになる。三〇年は間が開きすぎているところをみると夫の方が早死してしまったのではなからうか。破地獄の護符的文字である「鵠」（鳥八曰）も若くして死去してしまった久兵衛（伯案禪定門）の菩提を弔うために、妻が「逆修」を行ったとも考えられる。<sup>2)</sup>

〔史料2〕の伝室妙誉信女には死没年月日が刻まれていないが、「過去帳」によれば、伝室は元禄十一年（一六九八）七月七日に没している。夫が死去してから八年後に死去したことになる。石塔の建立は妻の生前であるから、この間であったといえよう。「鵠」（鳥八曰）の文字が刻まれている。夫が死去したので、自らも受戒して、逆修法要を行い石塔を建立し、夫の戒名・没年月日と自らの戒名を刻んだのではなからうか。ところが、妻の死去も八年後と比較的早く訪れたということではなからうか。なお、「過去帳」には夫の方には「滝口平兵衛父」とあり、妻の方には「滝口庄兵衛祖母」とあり、彼女が死去した時にはすでに孫が当主となっていたことになり、そう若くして没したわけではない。それよりも、滝口半兵衛・庄兵衛家で信士・信女号を受けているのは、彼らのみであり、かなり後のことになるのである。例えば享和元年（一八一〇）十二月六日に没した半兵衛もいまだ四字十禅定門であった。これを考えると、夫を失った妻は、仏教に深く帰依し、「寺定法」<sup>3)</sup>に従って金銭を納め、夫婦そろって信士・信女号を受けて逆修の法要を行ったのではないかと考えられるのである。あるいはおそくとも八年後には孫の時代になっていたのであるから、隠居した後には、信士・信女を受けることは計画的であったのかもしれない。隠居した夫婦は篤信家になっていたのかも知れない。妻の没年月日が刻まれていない石塔の中では、夫の没年との差が八年と短いのは彼女だけであることからもうかがえよう。

また、つぎの〔史料3〕からも夫が死亡した場合にその戒名を刻み、妻の部分の空けて墓塔を立てる場合があったことを物語るものである。

〔史料3〕(3B〈板碑夫婦型〉)

矢向村

延宝九酉年四月五日

良 哲 禪 定 門 靈

(戒 名 記載なし)

(没年月日 記載なし)

永井弥五兵衛

矢向村の永井弥五兵衛は父の戒名と没年月日を刻んだ墓石を立て、母の没後にその戒名と没年月日を刻むつもりであったが何らかの都合で記載しなかったものと考えられる。

### おわりに

以上、近世の墓石が板碑型、少し遅れて舟型光背を持つレリーフ型、ついで箱型、板型、そして、今日までの角柱型の順で造立されていったこと。そして舟型光背レリーフ型では、地蔵は子供が多く、観音は娘が多く、如意輪観音は、内方(妻)をはじめとする女性のものであったことを明らかにした。塔高では板碑型では、A Bとも一七一〇年ごろまでは平均七六・五cmであり、その後一七五〇年ごろまでは平均五八cm前後で、低くなっている。舟型光背レリーフ型では五四cm前後、笠塔婆型は八四・八三cmであり高いが、箱型は四七・五七cm、板型は五八・七一cm、角柱型の5Dは五七・九六cmであった。江戸期墓石の塔高は笠塔婆型以外では全体的に低くなったことを明らかにした。また、夫が若くして死去した場合の夫婦の墓石の造立のされかたについても明らかにした。本論は、わずか一ヶ寺の事例でしかないが、これらの傾向

は、南武蔵あたり一帯の村の傾向であるとみてよいのではないかと思う。

註

- (1) 廣瀬良弘「村の寺院と村人の戒名」〔『莊園と村を歩く』校倉書房、一九九七年〕
- (2) 高田素次・渋谷敦編著『人吉球磨の鳥八白（ウハキユウ）その他』（協和印刷、一九九四年五月）  
橋本きよ子「鶴（うはつきゅう）探索」（東京都立大学附属高等学校『研究紀要』一七、一九九六年九月）  
『鳥八白』について（『日本石仏事典』、横田氏）に詳しい解説があるが、高田氏の編著は同地域に関する史料を詳細に示すもので、きわめて貴重な報告であり、渋谷氏の「あとがき」も含めて、研究成果を参考にして考察を深めなければならない。橋本氏はキリシタンとの関係やそれと関連して東京都目黒区東光寺の例をあげて、考察を加えている。廣瀬良弘も曹洞宗に伝わる切紙や目黒区東光寺・南武蔵江ヶ崎村の寿徳寺の例をもとに『鶴』について（二〇〇一年十二月）を曹洞宗の人権学習の関係の場で口頭発表した（いずれ活字にしたいと考える）。本稿は、寿徳寺の部分である。南武蔵の一村落寺院の事例でいえば、このようになる。
- (3) 寛文元年に住持が定めたもので「無功德」の檀徒に戒名の位階の居士・大姉号を与える場合は七両二分、信士・信女号の場合は三両を出させるようにしたもの。『過去帳』の最末尾に綴じられている。